

遊佐町地域おこし協力隊隊員設置要綱

(設置)

第1条 遊佐町において、地域外の人材を積極的に誘致し、地域力の維持・強化に資する活動（以下「地域協力活動」という。）に従事する者を、地域おこし協力隊隊員（以下「隊員」という。）として設置し、必要な事項を定めるものとする。

(地域協力活動の種類)

第2条 地域協力活動の種類は、次に掲げるいずれかの活動とする。

- (1) 農林水産業活性化のための活動
- (2) 地域おこしの活動
- (3) 環境保全の活動
- (4) 住民の生活関連の活動
- (5) 情報発信のための活動
- (6) ジオパーク推進のための活動
- (7) 生涯学習推進のための活動
- (8) 定住促進のための活動
- (9) 観光振興のための活動
- (10) その他町長が認める活動

(隊員としての要件)

第3条 隊員となるためには、下記の要件を満たしている者とする。ただし、状況に応じ、町長が認める範囲で対応するものとする。

- (1) 農林水産業、観光振興、地域資源の探究に興味があり、積極的な情報発信と地域の方とのふれあいをしながら田舎暮らしを楽しめる者であること。
- (2) 生活の拠点を3大都市圏をはじめとする都市地域等から移転し、遊佐町に住民票を異動させた者であること。(I J Uターン可)
- (3) おおむね1年以上の滞在を予定している者であること。
- (4) 心身ともに健康で、誠実に地域協力活動に従事できる者であること。
- (5) 普通自動車免許を有している者であること。

(委嘱)

第4条 上記の要件を満たし、隊員として、やる気と実行力があると認められた場合、町長が委嘱し、委嘱状を交付する。

- 2 隊員の委嘱期間は、1年以内とし、当該年度を越えないものとする。
- 3 隊員は、再任することができる。ただし、最初の委嘱の日から3年を限度とする。

(日誌及び報告書)

第5条 隊員は、活動の状況について、その活動実施状況を活動日誌に記録し、毎週金曜日までに前週分の活動日誌をまとめ、町長に提出しなければならない。

- 2 隊員は、遊佐町地域おこし協力隊費用弁償支給規程に基づき、町が依頼する出張を行った場合は、出張が終わった日から7日以内に、その内容を報告書により町長に提出しなければならない。

3 前各項で規定する期限を超えて提出する場合は、事前にその理由を企画課長に連絡し、了承を得なければならない。

(委嘱の取消し)

第6条 町長は、隊員が次に掲げるいずれかに該当する場合には、その委嘱を取り消すことができる。

(1) 本要綱に定める活動を怠り、又は隊員としてふさわしくない行為を行ったと認められる場合。

(2) 本人から隊員を辞退する旨の申出があった場合。

(秘守義務)

第7条 隊員は、活動上知り得た秘密を漏らしてはならない。その任を退いた後も同様とする。

(支援)

第8条 隊員として委嘱した者には、遊佐町が地域協力活動に必要な支援等をする。

2 財政的な支援は、予算の範囲内とする。

3 隊員を受け入れる集落において、集落活動調整員を置き、集落内での地域協力活動の調整について支援する。

(本部)

第9条 活動の拠点となる本部を、役場庁舎内に置き、事務室として利用することができる。

2 本部の利用は、遊佐町の休日で定める条例（平成元年第32号）第1条第1項に規定する遊佐町の休日を除き、原則午前8時30分から午後5時15分までとする。ただし、それ以外で利用する場合は、あらかじめ企画課長と協議するものとする。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか必要な事項については、隊員と遊佐町の双方が協議の上、決定するものとする。

附 則 この要綱は、平成22年11月1日から施行する。（遊佐町告示第98号）

附 則 この要綱は、平成24年2月1日から施行する。（遊佐町告示第4号）

附 則 この要綱は、平成24年9月1日から施行する。（遊佐町告示第129号）

附 則 この要綱は、平成25年12月2日から施行する。（遊佐町告示第188号）

附 則 この要綱は、平成26年12月5日から施行する。（遊佐町告示第198号）

附 則 この要綱は、平成27年4月1日から施行する。（遊佐町告示第17号 全部改正）

附 則 この要綱は、平成27年12月10日から施行する。（遊佐町告示第204号）

附 則 この要綱は、平成28年9月20日から施行する。（遊佐町告示第241号）

附 則 この要綱は、令和2年3月31日から施行する。（遊佐町告示第19号）